
西紋別地区広域ごみ処理施設
長期包括的運転管理等業務
要 求 水 準 書

平成 24 年 4 月 18 日
西紋別地区環境衛生施設組合

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務 要求水準書
目 次

第 1 章 用語の定義.....	1
第 2 章 総則.....	3
第 1 節 業務概要.....	3
第 2 節 基本事項.....	3
第 3 節 業務要件.....	7
3.1 一般事項.....	7
3.2 要求水準書等の遵守.....	8
3.3 関係法令等の遵守.....	8
3.4 組合及び官公庁等の指導等.....	8
3.5 生活環境影響調査書等の遵守.....	8
3.6 官公庁等への申請等.....	8
3.7 組合及び官公庁等への報告.....	9
3.8 組合等による検査等.....	9
3.9 関連行事等への協力.....	9
3.10 保険への加入.....	9
3.11 許認可等の取得.....	9
3.12 基本性能.....	9
3.13 性能保証事項.....	9
3.14 公害防止基準.....	10
3.15 敷地周辺設備、用役条件.....	12
3.16 車両条件.....	13
3.17 特定部品の調達.....	14
3.18 中間処理施設の保証等.....	14
3.19 最終処分場の保証等.....	14
3.20 車両・重機等.....	15
3.21 災害発生時等の廃棄物の処理.....	15
3.22 運転期間終了時の取扱い.....	15
3.23 要求水準書記載事項.....	15
3.24 契約金額の変更.....	16
第 3 章 運転・維持管理体制.....	17
第 1 節 運転・維持管理条件.....	17
第 2 節 組織計画の作成及び人員の配置.....	17
第 3 節 業務計画書等の作成、提出、報告.....	18
3.1 運転準備期間計画書の作成.....	18
3.2 業務計画書の作成.....	18
3.3 業務報告書の提出.....	18

第 4 節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備.....	20
第 5 節 防災管理体制の整備.....	20
第 6 節 連絡体制の整備.....	20
第 7 節 施設保安体制の整備.....	21
第 8 節 従業員教育.....	21
第 4 章 受入管理.....	22
第 1 節 計量設備における受入管理.....	22
1.1 受入管理.....	22
1.2 車両誘導・指示.....	22
1.3 受付時間.....	22
第 2 節 施設内における受入管理.....	22
2.1 焼却処理対象物の受入管理.....	22
2.2 破砕処理対象物の受入管理.....	23
2.3 その他搬入物の搬入・保管・搬出管理.....	23
第 5 章 運転管理.....	24
第 1 節 本件施設に係る運転管理（共通事項）.....	24
1.1 本件施設の運転管理.....	24
1.2 運転条件.....	24
1.3 適正運転.....	24
1.4 運転管理計画の作成.....	24
1.5 運転管理マニュアルの作成.....	24
第 2 節 焼却施設に係る運転管理.....	25
2.1 運転条件.....	25
2.2 搬入物の性状分析.....	26
2.3 適正処理.....	26
2.4 余熱利用.....	26
2.5 最終処分物の運搬.....	26
2.6 搬出物の性状分析.....	27
第 3 節 破砕選別施設に係る運転管理.....	27
3.1 運転条件.....	27
3.2 搬入物の性状分析.....	29
3.3 適正処理.....	29
3.4 焼却施設への搬出.....	29
3.5 最終処分物の搬出.....	29
3.6 資源物等の搬出・管理.....	29
第 4 節 最終処分場に係る運転管理.....	30
4.1 運転条件.....	30
4.2 埋立条件.....	30
4.3 散水条件.....	30
4.4 浸出水処理条件.....	31

4.5 搬入管理.....	33
4.6 埋立作業.....	33
4.7 適正処分.....	33
4.8 埋立容量の管理.....	33
4.9 処理水の運搬.....	34
4.10 その他の管理.....	34
第5節 各種基準値の設定及び基準値を満足できない場合の対応.....	35
5.1 焼却施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定.....	35
5.2 焼却施設に係る要監視基準値を満足できない場合の復旧作業.....	36
5.3 焼却施設に係る停止基準値を満足できない場合の復旧作業.....	36
5.4 最終処分場に係る停止基準の設定.....	36
5.5 最終処分場に係る復旧作業.....	36
第6章 用役管理.....	38
1.1 用役調達管理計画書の作成.....	38
1.2 用役の調達及び管理.....	38
第7章 維持管理.....	39
第1節 本件施設に係る維持管理.....	39
1.1 本件施設の維持管理.....	39
1.2 維持管理計画書の作成.....	39
1.3 施設の機能維持.....	39
1.4 機器台帳の作成・管理.....	39
1.5 施設の点検・管理.....	39
1.6 点検・検査計画.....	39
1.7 点検・検査の実施.....	41
1.8 補修に関する考え方.....	41
1.9 補修計画の作成.....	41
1.10 補修の実施.....	41
1.11 更新計画の作成.....	42
1.12 更新工事の実施.....	42
1.13 建築物等の維持管理.....	42
1.14 外構、井戸等の点検管理.....	43
1.15 精密機能検査.....	43
1.16 安全衛生管理.....	43
1.17 改良保全.....	43
1.18 備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理.....	44
1.19 工具、測定機器等の管理・更新.....	44
第2節 焼却施設に係る維持管理.....	44
2.1 施設の機能維持.....	44
2.2 施設の維持管理.....	44
第3節 破碎選別施設に係る維持管理.....	44

3.1 施設の機能維持	44
3.2 施設の点検管理	44
第4節 最終処分場に係る維持管理	45
4.1 施設の機能維持	45
4.2 施設の点検管理	45
第8章 環境管理	46
1.1 環境保全基準	46
1.2 環境保全計画	46
1.3 作業環境管理基準	46
1.4 作業環境管理計画	46
1.5 計測項目及び計測頻度	47
第9章 資源物管理	49
1.1 資源物管理計画書の作成	49
1.2 資源物の品質確保	49
1.3 資源物の管理	49
1.4 資源物の引渡し	49
1.5 市場開拓等に係る支援	49
第10章 情報管理	50
第1節 各種業務の報告	50
1.1 運転管理の記録報告	50
1.2 点検・検査報告	50
1.3 補修・更新報告	50
1.4 環境管理報告	50
1.5 作業環境管理報告	50
1.6 資源物管理報告	50
第2節 施設情報管理	51
2.1 施設情報管理	51
2.2 帳票類の管理及び記録の保存	51
2.3 その他管理記録の報告	51
2.4 各種調査票の作成協力	51
2.5 本件施設の運転状況に関する情報の公表	52
第11章 その他関連業務	53
1.1 見学者対応	53
1.2 住民対応	53
1.3 清掃	53
1.4 除雪	53
1.5 受託者によるセルフモニタリング	53
1.6 地域振興	54
1.7 協議会の設置	54
第12章 運転期間終了時の取扱い	55

1.1 運転期間終了時の機能検査.....	55
1.2 運転期間終了後の運転方法の検討.....	55
第 13 章 組合の業務.....	57
第 1 節 本件業務において組合が実施する業務.....	57
1.1 運転モニタリング業務.....	57
1.2 処理対象物の搬入.....	57
1.3 見学者（行政視察）対応業務.....	57
1.4 住民対応業務.....	57
第 2 節 運転モニタリングの実施.....	57
2.1 運転段階.....	57
2.2 運転期間終了時.....	57

第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	運転期間	平成25年1月1日から平成40年3月31日までの期間をいう。
2	運転準備期間	受託者が本件施設の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間であり、委託契約締結日の翌日から平成24年12月31日までの期間をいう。
3	技術提案書	本件入札に際し、入札参加者が組合に提出する書類のうち、入札説明書「第5章 提出書類」に規定する「運転管理等業務に関する提案書」、「経営計画に関する提案書」、「添付資料」、「技術提案書の電子データ」を総称してまたは個別にいう。
4	構成市町村	組合を構成する市町村のうち、紋別市、滝上町、興部町、西興部村を総称してまたは個別にいう。
5	最終処分場	埋立地、被覆施設、浸出水処理施設及び関連する施設・設備の総称をいう。
6	最終処分物	本件施設における処理に伴って発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣、処理不適物、脱水汚泥を総称してまたは個別にいう。
7	委託期間	委託契約締結日の翌日から平成40年3月31日までの期間をいい、運転準備期間及び運転期間から構成される。
8	委託契約	本件業務の実施に関して組合と落札者が締結する西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務委託契約書に基づく契約をいう。
9	受託者	本件業務の実施に関して組合と委託契約を締結した者（本件業務の実施のみを目的として、落札者が設立する特別目的会社）をいう。
10	焼却施設	中間処理施設内にある焼却施設及び関連する設備の総称をいう。なお、焼却施設及び破碎選別施設は合棟である。
11	処理対象物	中間処理施設及び最終処分場において処理を行うものを総称していう。
12	処理不適物	処理対象物として本件施設に搬入されたもののうち、本件施設で焼却・破碎処理するのに適さない廃棄物をいう。
13	施工企業	本件施設の設計・建設を行った企業を総称してまたは個別にいう。
14	中間処理施設	焼却施設、破碎選別施設及び関連する施設・設備の総称をいう。
15	西紋別地区広域ごみ処理センター	西紋別地区広域ごみ処理センター敷地内の中間処理施設、最終処分場及び外構等の施設並びに設備の総称をいう。
16	入札説明書	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に公表する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務入札説明書」をいう。
17	破碎選別施設	中間処理施設内にある破碎選別施設及び関連する設備の総称をいう。なお、破碎選別施設及び焼却施設は合棟である。
18	本件業務	西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務をいい、要求水準書に規定される、受入管理、運転管理、用役管理、維持管理（施設の点検、補修、更新）、環境管理、情報管理、資源物管理、その他関連業務などのすべての業務を総称してまたは個別にいう。
19	本件施設	西紋別地区広域ごみ処理センターをいう。

20	紋別アクアセンター	紋別市が運営する下水処理施設をいう。
21	紋別リサイクルセンター	紋別市が運営する施設であり、紋別市、興部町、滝上町、西興部村及び雄武町の資源ごみを処理する施設をいう。
22	紋別リサイクルセンターからの選別残渣	紋別リサイクルセンターで選別処理を行った後に発生する残渣で、プラスチック類が主成分である。本件業務における処理対象物の一つである。
23	要求水準書	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に公表する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務要求水準書」をいう。

第2章 総則

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、西紋別地区環境衛生施設組合（以下、「組合」という。）が、西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務（以下、「本件業務」という。）を実施する受託者（本件業務を実施するために設立された特別目的会社（SPC）をいう。）に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本件業務の基本的な内容について定めるものであり、本件業務の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 業務概要

本件業務は、中間処理施設（焼却施設、破碎選別施設）及び最終処分場（以下、総称して「本件施設」という。）の運転管理、補修及び更新を含めた包括的な運転管理等業務を委託期間にわたって実施するものである。

受託者は、本件施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正（安全かつ安定的、衛生的、経済的）に処理するとともに、受託者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転管理等を行うものとする。

第2節 基本事項

（1）業務名称

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務

（2）業務実施場所

北海道紋別市新生 224-1、227、228

（3）業務内容

本件業務は、本件施設に関する受入管理、運転管理、用役管理、維持管理、環境管理、情報管理、資源物管理、その他関連業務である。業務の概要を表 2-1 に示す。

表 2-1 業務の概要

業務	項目	業務内容
受入管理	・受入管理計画等の作成	・本件施設へ搬入される廃棄物の受入管理計画書等を作成する。
	・搬出入車両管理	・施設に廃棄物を搬入する車両の管理を行う。
	・受付 ・計量	・収集車、直接搬入車、紋別リサイクルセンターからの選別残渣運搬車等の受付及び計量等を行う。
	・車両誘導	・計量場所、搬入・搬出場所等への車両誘導を行う。
	・プラットホーム管理	・廃棄物搬入車両のプラットホーム内の誘導等を行う。
運転管理	・運転管理計画等の作成	・本件施設の運転管理計画書等を作成する。
	・運転管理	・焼却施設を運転管理する。 ・破碎選別施設を運転管理する。 ・最終処分場（浸出水処理施設を含む）を運転管理する。
	・最終処分物の運搬	・中間処理施設から発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣、処理不適物等を最終処分場へ運搬する。
	・最終処分物の処分	・最終処分物（最終処分場浸出水処理施設からの脱水汚泥を含む）の埋立処分を行う。
	・処理水の運搬	・最終処分場から発生する浸出水処理水を車両で紋別アクアセンターに運搬する。
用役管理	・用役調達管理計画等の作成	・本件施設で使用する燃料、薬剤等の用役調達管理計画書等を作成する。
	・用役管理	・本件施設で使用する燃料、薬剤等の調達、管理を行う。
維持管理	・維持管理計画等の作成	・本件施設の維持管理計画書等を作成する。
	・施設の点検・検査	・本件施設の点検・検査を行う（プラント設備、建築設備等）。
	・施設の補修・更新	・本件施設の補修・更新を行う（プラント設備、建築設備等）。
環境管理	・環境保全計画等の作成	・本件施設の環境保全計画書等を作成する。
	・環境保全	・環境保全計画に基づく対策を行う。
	・環境測定	・排ガス、騒音、振動、悪臭、水質等の環境測定を行う。
	・作業環境管理	・場内作業環境の管理を行う。
資源物管理	・資源物管理計画等の作成	・本件施設から発生する資源物管理計画書を作成する。
	・資源物の品質確保	・破碎選別施設から発生する鉄及びアルミ等の資源物の品質を確保する。
	・資源物の管理	・資源物の保管、資源物量の計量、集計、記録、データの保管等を行う。
	・資源物の引渡し	・資源物を引渡す。
情報管理	・情報管理計画等の作成	・本件施設の情報管理計画書等を作成する。
	・各種報告書作成及び管理	・運転記録等を整理した各種報告書の作成及び管理を行う。
	・施設情報等データ管理	・ごみの搬入・搬出データ、埋立量データ、薬剤使用量データ等の管理を行う。
	・設計図書等の管理	・施設設計図書等の管理を行う。
その他関連業務	・見学者対応	・施設の見学を希望する者の受入及び説明等を行う。
	・住民対応	・周辺住民への対応を行う。
	・清掃	・本件施設の清掃を行う。
	・除雪	・敷地内の道路等の除雪を行う。
	・セルフモニタリング	・委託業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにセルフモニタリングを行う。

(4) 対象施設

本件業務における対象施設の概要は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 対象施設の概要

項目	概要
建設名称	西紋別地区広域ごみ処理センター
所在地	北海道紋別市新生 224-1、227、228
敷地面積	83,725 m ²
供用開始	平成 25 年 1 月 (予定)
中間処理施設	焼却施設、破砕選別施設 ①計量設備 : 計量機 1 基 [共通] ②焼却施設 焼却方式 : 准連続燃焼式焼却炉 (堅型ストーカ式) 施設規模 : 26t/日 (13t/日×2 炉) 処理対象物 : 可燃ごみ、紋別リサイクルセンターからの選別残渣 ③破砕選別施設 施設規模 : 5t/日 (5 時間運転) 処理対象物 : 不燃ごみ、粗大ごみ、金属ごみ (一時貯留)
最終処分場	被覆型最終処分場 埋立容量 : 30,000 m ³ 埋立面積 : 3,200 m ² 計画埋立年数 : 15 年間 埋立対象物 : 焼却残渣 (焼却灰、飛灰処理物、処理不適物) 不燃残渣 (不燃性残渣、処理不適物) 浸出水処理施設 処理水量 : 10m ³ /日 調整槽容量 : 36 m ³ 処理方式 : (水処理) 凝集沈殿+砂ろ過 (汚泥処理) 重力濃縮+遠心脱水 排水方法 : 処理水は紋別アクアセンターに車両運搬 脱水汚泥は最終処分場に埋立処分

(5) 委託期間

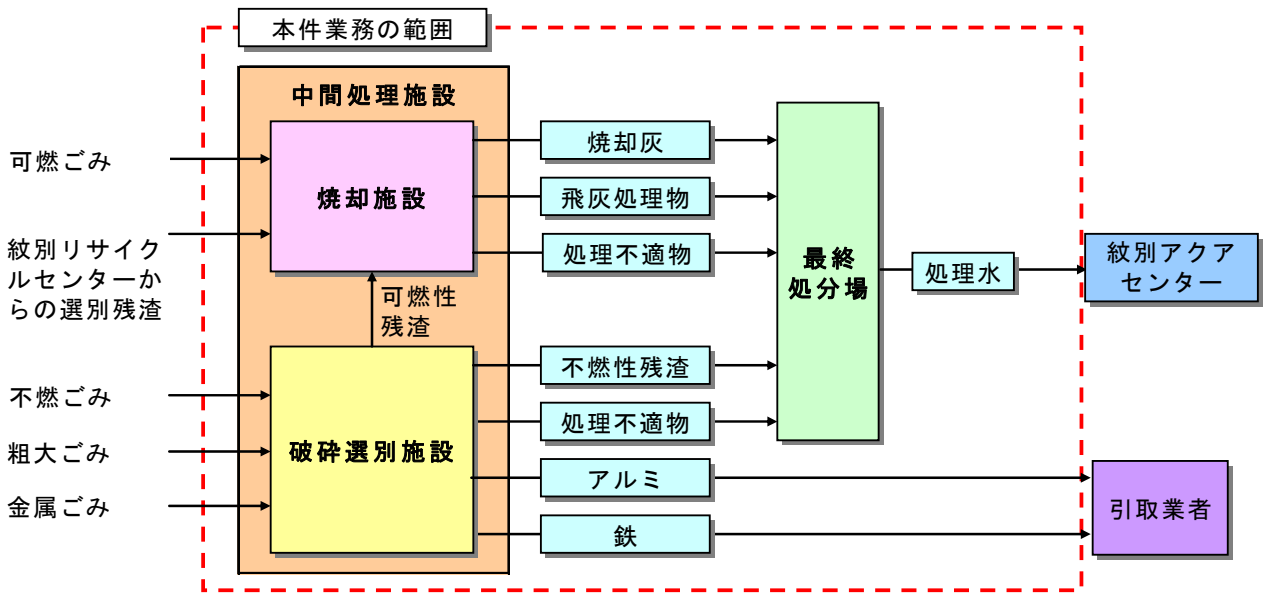
本件業務の委託期間は運転準備期間及び運転期間からなり、それぞれの期間は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 運転準備期間及び運転期間

項目	期間
運転準備期間	委託契約締結日の翌日から平成 24 年 12 月 31 日まで
運転期間	平成 25 年 1 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

(6) 業務範囲

本件業務の範囲の概要は、図 2-1 のとおりである。



※金属ごみは場内で一時貯留を行い、引取業者へ引き渡す（破碎処理が可能な物があった場合は破碎処理を行う）。

※上記のほか、鹿等の動物の一時保管を中間処理施設内で行う。

※中間処理施設において全炉停止期間や緊急時等に中間処理施設からの排水を場外搬出する必要がある場合は、車両により紋別アクアセンターへの運搬を行う。

図 2-1 本件業務の範囲の概要

(7) 処理対象物と処理方法

本件業務における処理対象物は、構成市町村から搬入される一般廃棄物である。処理方法、回収される資源物は、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 処理方法、回収される資源物

種類	処理方法	回収資源
可燃ごみ 紋別リサイクルセンターからの選別残渣	焼却後、残渣を埋立処分	—
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・圧縮・選別後、可燃性残渣は焼却し、残渣を埋立処分。不燃性残渣等を埋立処分	アルミ、鉄
金属ごみ	施設内に一時貯留後、引渡し (破碎処理が可能な物があった場合は破碎処理を行う)	—
鹿等の動物	外部委託処理するまでの一時保管 (保管は最大 10 頭程度)	—

第3節 業務要件

3.1 一般事項

受託者は、本件業務を実施するにあたり、本件施設が組合の構成市町村が行う循環型社会の形成を推進する一施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の業務要件を遵守し、適正な運転管理等に努めること。

(1) 廃棄物の適正処理・処分

受託者は、本件施設の基本性能を発揮させ、本件施設に搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

(2) 適正な運転管理

受託者は、本件施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運転管理に努めること。

(3) 環境の保全

受託者は、廃棄物の処理にあたり、地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

- ① 公害防止への配慮
- ② リサイクルの積極的な推進
- ③ 省エネルギー対策の実践

(4) 安全の確保

受託者は、常に安全性を確保し、災害の発生時においても迅速な対応が行えるように運転管理を行うこと。

- ① 本件施設における安全性の確保
- ② 二次災害の発生防止
- ③ 災害による大量排出ごみに対する適正処理への協力

(5) 経済性への配慮

受託者は、本件施設の運転管理を効率的かつ効果的に行えるよう配慮すること。

- ① 長期的視野に立った運転管理計画の確立
- ② 運転管理体制の効率的な運用

(6) 適切な業務計画の立案

受託者は、本件業務が15年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した業務の継続が図られるよう適切な業務計画を立案すること。

- ① 長期にわたり安定した経営計画・収支計画の作成・実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成・実施
- ③ 安定継続のための信用補完手段の確保

3.2 要求水準書等の遵守

受託者は、委託期間中、要求水準書、委託契約書、技術提案書等に記載される要件を遵守すること。

3.3 関係法令等の遵守

受託者は、委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は表 2-5 のとおりである。

表 2-5 主な関係法令

法令等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	地方自治法
都市計画法	ごみ処理施設性能指針
建築基準法	廃棄物最終処分場性能指針
建設業法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
消防法	特定化学物質等障害予防規則
道路法	有機溶剤中毒予防規則
道路交通法	酸素欠乏症等防止規則
下水道法	電気設備に関する技術基準
水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
環境基本法	クレーン等安全規則
ダイオキシン類対策特別措置法	クレーン構造規格
大気汚染防止法	クレーン過負荷防止装置構造規格
水質汚濁防止法	電気機械器具防爆構想規格
騒音規制法	溶接技術検定基準（JISZ3801）
振動規制法	圧力容器構造規格
悪臭防止法	日本工業規格（JIS）
労働基準法	日本農林規格（JAS）
労働安全衛生法	電気規格調査会標準規格（JEC）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本電気工業会標準規格（JEM）
航空法	電線技術委員会標準規格（JCS）
電波法	日本油圧工業会規格（JOHS）
有線電気通信法	内線規程
電気事業法	電気供給規程
電気工事士法	ゴンドラ安全規則
電気用品安全法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
計量法	北海道、紋別市及び組合の条例・規則等
事務所衛生基準規則	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等
危険物の規制に関する規則・政令	
毒物及び劇物取締法	

3.4 組合及び官公庁等の指導等

受託者は、委託期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

3.5 生活環境影響調査書等の遵守

受託者は、委託期間中、生活環境影響調査書及び一般廃棄物処理施設設置届出書等に示される内容を遵守すること。

3.6 官公庁等への申請等

受託者は、組合が行う本件施設の運転管理等に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の

指示により必要な書類、資料等を作成・提出すること。なお、運転管理等に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

3.7 組合及び官公庁等への報告

受託者は、本件施設の運転管理等に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に従うこと。

3.8 組合等による検査等

受託者は、組合が受託者の運転や設備の点検等を含む運転管理等全般に対する立ち入り検査を行う時は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

3.9 関連行事等への協力

本件業務実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

3.10 保険への加入

受託者は委託期間中、必要と考えられる保険に加入すること。保険金額等については、受託者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

3.11 許認可等の取得

受託者は、運転準備期間に本件業務を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

3.12 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本件施設がその設備によって備え持つ施設としての機能であり、「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」のほか「配付または閲覧に供する参考資料で示される本件施設の関連図書」等において保証される内容である。

受託者は、適切な運転管理等により本件施設の基本性能を発揮すること。

3.13 性能保証事項

本件業務における本件施設の性能保証事項は、以下のとおりである。

(1) ごみ処理能力

指定されたごみ質の範囲について、第2章第2節(4)項の計画処理能力を満足する。

(2) 燃焼室出口温度(焼却施設)

850℃以上とする。

(3) 熱しゃく減量(焼却施設)

5%以下とする。

(4) 選別物の純度、回収率（破碎選別施設）

表 2-6 のとおりとする。

表 2-6 選別物の純度、回収率（破碎選別施設）

種類	純度	回収率（参考）
鉄	95%以上	90%以上
アルミ	90%以上	80%以上
可燃分	70%以上	85%以上

3.14 公害防止基準

本件業務における本件施設の公害防止基準は、表 2-7～表 2-12 のとおりである。

(1) 排ガス基準（焼却施設）

表 2-7 排ガス基準（保証値）

項目	基準
ばいじん量	0.01g/m ³ N 以下（O ₂ 12%換算）
硫黄酸化物	100ppm 以下（O ₂ 12%換算）
塩化水素	100ppm 以下（O ₂ 12%換算）
窒素酸化物	150ppm 以下（O ₂ 12%換算）
一酸化炭素	30ppm 以下（4 時間平均）
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ 以下（O ₂ 12%換算）

(2) 粉じん基準（中間処理施設）

表 2-8 粉じん基準

項目	基準
破碎選別施設排気口において	0.01g/m ³ N 以下 (許容濃度*等の勧告 1993、日本産業衛生学会)
※許容濃度とは、労働者が有害物質に暴露される場合に、当該物質の空气中濃度がこの数値以下であれば、ほとんどの労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度とする。	

(3) 排水基準（中間処理施設、最終処分場）

最終処分場からの処理水は、下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号）及び紋別市下水道条例（昭和 54 年 12 月 29 日 条例第 17 号）を満足する水質（下水道排除基準）とすること。

また、中間処理施設からの排水、生活排水は排水処理設備にて処理後、中間処理施設内で再使用するクローズドシステムとし、原則的には、外部には放流しないものとする。しかし、全炉停

止期間や緊急時等、中間処理施設からの排水を場外搬出する必要がある場合は、下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）及び紋別市下水道条例（昭和54年12月29日条例第17号）を満足する水質（下水道排除基準）まで処理し、車両で紋別アクアセンターへ運搬すること。

（４）飛灰処理物の溶出基準（焼却施設）

飛灰処理物に係る溶出基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（総令第5号、昭和48年2月17日）を満たすこと。

表 2-9 飛灰処理物の溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウムまたはその化合物	0.3mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロムまたはその化合物	1.5mg/L 以下
砒素またはその化合物	0.3mg/L 以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/L 以下

（５）飛灰処理物におけるダイオキシン類含有量（焼却施設）

3ng-TEQ/g 以下

（６）騒音基準（中間処理施設、最終処分場）

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線（地上 1.5m）において表 2-10 の基準値以下とすること。

表 2-10 騒音基準

（単位：dB(A)）

昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝夕 朝：午前 6 時～午前 8 時 夕：午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌朝午前 6 時
65 以下	55 以下	50 以下

（７）振動基準（中間処理施設、最終処分場）

本件施設から発生する振動については、敷地境界線において表 2-11 の基準値以下とすること。

表 2-11 振動基準

(単位：dB)

昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌朝午前 8 時
65 以下	60 以下

(8) 悪臭基準 (中間処理施設、最終処分場)

本件施設から発生する悪臭については、敷地境界線において、表 2-12 の基準値以下とすること。

表 2-12 悪臭基準

項目	基準値 (ppm)	項目	基準値 (ppm)
アンモニア	2 以下	イソ吉草酸	0.004 以下
メチルメルカプタン	0.004 以下	プロピオンアルデヒド	0.1 以下
硫化水素	0.06 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.03 以下
硫化メチル	0.05 以下	イソブチルアルデヒド	0.07 以下
二硫化メチル	0.03 以下	ノルマルペンチルアルデヒド	0.002 以下
トリメチルアミン	0.02 以下	イソペンチルアルデヒド	0.006 以下
アセトアルデヒド	0.1 以下	イソブタノール	4 以下
スチレン	0.8 以下	酢酸エチル	7 以下
プロピオン酸	0.07 以下	メチルイソブチルケトン	3 以下
ノルマル酪酸	0.002 以下	トルエン	30 以下
ノルマル吉草酸	0.002 以下	キシレン	2 以下

3.15 敷地周辺設備、用役条件

(1) 中間処理施設 (破砕選別施設の電気、給排水等は、焼却施設から分岐させて使用する)

1) 電気

AC6.6kV 3φ3w 50Hz 1回線にて受電する。契約電力は510Kw (最終処分場分含む) である。
なお、井戸ポンプ用電源は、別途 AC210V 3φ3w 50Hz 1回線にて受電する。

2) 給水

営農用水及び井水とする。雨水排水 (主に屋根の雨水) は、水処理後、場内にて再利用を行う。
なお、営農用水の1日の使用量は、約 30m³ であり、残りの給水は井水または雨水、再利用水を使用すること。また、営農用水は、紋別市最終処分場の浸出水処理施設でも使用しているため、その使用にあたっては、浸出水処理施設の運転に支障をきたさないよう配慮すること。

3) 排水

プラント排水 (場内外) は処理後本件施設内で再利用し、無放流 (系内使用) を原則とするが、余剰水は紋別アクアセンターへ運搬することを可とする。生活排水は、合併処理浄化槽により処理後、プラント用水として再利用する。

4) 燃料

プロパンガス、灯油による。

5) 電話

受託者用回線は、必要分を受託者が電話会社と新規契約すること。

6) 薬剤

排ガス処理、排水処理等に薬剤を使用する。

7) 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

(2) 最終処分場

1) 給排水

中間処理施設の受水槽から送水する。また、生活排水にかかる合併浄化槽の排水は、調整槽へ排水する。

浸出水は、浸出水処理施設で処理した後に紋別アクアセンターへ運搬する。紋別アクアセンターにおける処理水の受入は、月～金曜日、時間帯は9～17時とする。ただし、年末年始、祭日（特に連休）の受入れは、事前協議を必要とする。

2) 電気

受電方式は高圧 6.6kV 受電方式である（中間処理施設の高圧分岐盤より受電）。

3) 電話

受託者用回線は、必要分を受託者が電話会社と新規契約すること。

4) 薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

5) 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

3.16 車両条件

本敷地内を走行する車両は、以下を基本とする。

(1) 中間処理施設

1) 搬入車両

- | | |
|-------------------------|---|
| ① ゴミ収集車 | 2t、4t、10t 車（可燃ごみ：パッカー車等、不燃ごみ：平ボディ車、ダンプ車等） |
| ② 直接搬入車 | 2t、4t、10t 車（平ボディ車、ダンプ車、パッカー車等） |
| ③ 一般持込車 | 乗用車等 |
| ④ 鹿等の動物搬入車 | 4t ユニック車 |
| ⑤ 紋別リサイクルセンターからの選別残渣搬入車 | 4t 車（ダンプ車） |
| ⑥ 薬品類等搬入車 | 10t 車等 |

2) 搬出車両

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 焼却灰、飛灰処理物等運搬車 | 4t 車（ダンプ車） |
| 不燃性残渣・処理不適物運搬車 | 4t 車（ダンプ車） |

- | | |
|------------|---------------------|
| ② 資源物搬出車 | 4 t、10t 車 (ダンプ車等) |
| ③ 処理水運搬車 | 10t 車 (タンク車、バキューム車) |
| ④ 鹿等の動物搬出車 | 4t ユニック車 |

(2) 最終処分場

1) 搬入車両

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 焼却灰、飛灰処理物等運搬車 | 4 t 車 (ダンプ車) |
| ② 不燃性残渣・処理不適物運搬車 | 4 t 車 (ダンプ車) |
| ③ 薬品類等搬入車 | 10t 車等 |

2) 搬出車両

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 処理水運搬車 | 10t 車 (タンク車、バキューム車) |
|----------|---------------------|

3.17 特定部品の調達

受託者は、本件業務の実施において、「特定部品のリスト」に示す中間処理施設の施工企業の製品等（以下「特定部品」という。）の調達に際し、中間処理施設の施工企業の協力を求めることができる。また、特定部品に係る補修・更新工事等において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、中間処理施設の施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。これらの内容に関して、組合は、中間処理施設の施工企業と特定部品の供給等に関する協定を締結する予定である。

上記に係わらず、受託者が自らの責任において、中間処理施設の施工企業以外から特定部品を調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、受託者は、本件施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

3.18 中間処理施設の保証等

中間処理施設の施工企業にかかる中間処理施設の保証期間は、中間処理施設の施工企業から本組合への引渡し後 2 年間（平成 26 年 12 月 31 日まで）となっている。かし担保保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による破損及び故障は、中間処理施設の施工企業の負担にて速やかに補修、改造、または取替が行われるものである。ただし、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

また、設計企業にかかる中間処理施設の保証期間は原則として中間処理施設の施工企業から本組合への引渡し後 10 年間（平成 34 年 12 月 31 日まで）となっている。

3.19 最終処分場の保証等

最終処分場の施工企業にかかる最終処分場の保証期間は、最終処分場の施工企業から本組合への引渡し後 2 年間（平成 26 年 12 月 31 日まで）となっている。ただし、被覆施設の屋根材・壁材、貯留構造物、遮水工等の主要施設の構造に関わるものの性能に関する保証期間は、引渡し後 10 年間となっている。

保証期間中に生じた施工及び材料ならびに構造上の欠陥に起因する破損及び故障等は、最終処分場の施工企業の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替が行われるものである。ただし、天災などの

不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

3.20 車両・重機等

本件業務において必要な車両・重機等は、受託者自らの責任において調達し、本件施設の運転管理等に支障のないものを使用すること。ただし、表 2-13 に示す組合が所有する車両・重機を使用するにあたっては、組合と覚書等を交わすこと。

なお、当該車両・重機を使用する場合、組合は、無償で受託者に貸与するが、維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用等）は、受託者が負担すること。また、組合は貸与した車両・重機の更新は行わないので、車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を用意すること。

表 2-13 組合が所有する車両・重機

種類	能力・台数	取得年	備考
フォークリフト	2t・1台	平成 24 年	場内作業
ホイロローダ	2m ³ ・1台	平成 24 年	場内作業
ダンプトラック	4t・1台	平成 24 年	焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣等の場内運搬

3.21 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す年間処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、受託者は、組合に協力すること。

3.22 運転期間終了時の取扱い

組合は、中間処理施設について、運転期間終了後、少なくとも 10 年間にわたって使用する予定である。このことを踏まえ、受託者は、運転期間終了時点における本件施設の状態がその後の 10 年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に本件業務を実施するものとし、運転期間終了までに適切な修繕、更新等を行うこと。引渡し条件等の詳細は、第 12 章に示す。

また、最終処分場については、運転期間中に埋立が完了しない場合は、その後も継続して埋立処分を行うこととなり、また、浸出水処理施設については、埋立完了後、10 年以上の継続運転が必要となる。したがって、受託者はこの条件を前提として、運転期間終了までに適切な修繕、更新等を行うこと。

3.23 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本件業務における基本的内容について定めたものであり、これを上回って本件業務を実施することを妨げるものではない。また、要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運転管理等のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

(2) 図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受託者は「(参考)」

と記載されているもの以外についても、本件施設の運転管理等のために必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

3.24 契約金額の変更

技術提案書の提出後に、「3.23 要求水準書記載事項」により業務内容の変更があった場合でも、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第3章 運転・維持管理体制

第1節 運転・維持管理条件

本件業務の運転・維持管理は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 委託契約書
- (4) 各種質問回答書
- (5) 受託者が提案した書類
- (6) その他組合の指示するもの

第2節 組織計画の作成及び人員の配置

受託者は、本件業務にかかる実施体制について、以下により適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し報告すること。

- (1) 受託者は、運転準備期間に係る運転教育を受ける人員については、予め受託者が確保すること。
- (2) 受託者は、本件施設の運転管理等を適正に行うための人員確保、配置を行うこと。
- (3) 受託者は、本件業務を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。表 3-1 に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

表 3-1 主な資格

資格の種類	主な委託内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する従業員の監督（中間処理施設、最終処分場）
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、従業員の酸素欠乏症を防止する
防災管理者	施設の防災に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン・デリック運転士	クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第1種電気工事士	
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断または加熱の作業
玉掛作業	玉掛作業を行うもの
大型自動車第一種免許	車両総重量 11,000kg 以上、最大積載量 6,500kg 以上の運転作業
フォークリフト運転技能講習	最大荷重 1t 以上のフォークリフトの運転作業
ショベルローダー等運転技能講習	最大荷重 1t 以上のショベルローダーの運転作業

第3節 業務計画書等の作成、提出、報告

3.1 運転準備期間計画書の作成

受託者は、契約締結後、すみやかに運転準備期間計画書を作成し、組合の承諾を得ること。運転準備期間計画書には、運転準備期間中の体制、計画工程表、運転教育計画、各作業計画、安全管理、環境対策、緊急連絡体制表等を記載すること。

なお、本計画書作成にあたっては、組合及び施工企業等との調整を十分行うこと。

3.2 業務計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、要求水準書及び技術提案書に基づき、業務の概要、運転実施体制、施設の運転管理等に係る各業務計画書を作成し、組合の承諾を得ること。業務計画書は、毎年度更新し、組合に提出すること。またこれ以外にも、施設の運転管理等を行う中で必要な見直しを行うこと。なお、業務計画書の変更を行う場合は、組合の承諾を得ること。

3.3 業務報告書の提出

受託者は、本件業務における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、組合に提出する。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、組合との協議により定めるものとする。

受託者は、上述の業務報告書のほか、各種の日報、点検記録、報告書等を作成し、受託者の事業所内に運転期間にわたって保管しなければならない。

受託者は、組合の要請があるときは、それらの日報、点検記録、報告書等を組合の閲覧または謄写に供しなければならない。

表 3-2 業務計画書に含むべき内容（参考）

業務名	内容
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の概要 ・運転実施体制
受入管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受入管理体制表 ・受入管理計画
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報、月報、年報様式
用役管理	<ul style="list-style-type: none"> ・用役調達管理計画（用役の種類、調達量、管理方法等を記載） ・用役削減計画
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修計画 ・更新計画
環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境管理計画
資源物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物管理計画（資源化物の品質確保、搬出量の管理方法等を記載）
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理計画 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領
その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制 ・清掃要領・体制 ・除雪要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・緊急対応マニュアル ・自主防災組織体制表 ・防災訓練実施要領書 ・事故報告書様式 ・施設警備防犯要領・体制 ・安全衛生管理体制 ・安全作業マニュアル ・その他

第4節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本件業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 受託者は、整備した安全衛生管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第5節 防災管理体制の整備

- (1) 受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 受託者は、整備した防災管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を行うこと。
- (4) 受託者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時見直しを行うこと。
- (6) 受託者は、地震や大雨・台風等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- (7) 受託者は、整備した自主防災組織について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果は、組合へ報告書として提出すること。
- (9) 受託者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。
- (10) 組合は、構成市町村等との各種協定に基づき地震や大雨・台風等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害などが発生した場合の相互支援を実施することがある。受託者は、この場合の対応について組合に協力すること。

第6節 連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第7節 施設保安体制の整備

- (1) 受託者は、本件施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 受託者は、中間処理施設及び最終処分場等本敷地内の機械警備を行うこと。
- (3) 受託者は、夜間、休日等、組合から要請があった場合には、本件施設への来訪者の対応を行うこと。

第8節 従業員教育

- (1) 受託者が雇用する従業員については、施設の運転操作、維持管理等の作業を習得できるよう、できる限り長期雇用契約すること。
- (2) 受託者は、新規に雇用した従業員への教育を行い、本件業務への熟練度を上げるよう努めること。

第4章 受入管理

第1節 計量設備における受入管理

1.1 受入管理

- (1) 受託者は、計量設備において、施設へ廃棄物を搬入・搬出する車両を確認・計量し、その記録等の管理を行うこと。
- (2) 受託者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。確認の結果、直接搬入ごみが基準を満たしていない場合は、これを受け入れてはならない。また、その旨を速やかに組合に報告すること。
- (3) 受託者は、計量設備において、計量が必要となる廃棄物、薬剤等副資材、覆土材、回収物等を搬入・搬出する車両の計量を行い、その記録を管理すること。
- (4) 受託者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示すること。
- (5) 受託者は、本件施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、搬入者の名前、所属等を確認し組合に事後報告すること。なお、受託者は料金の徴収は行わない。
- (6) 最終処分場への直接搬入はないため、埋立処分物に関する受付業務は発生しない。

1.2 車両誘導・指示

- (1) 受託者は、計量完了後、ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、車両誘導・指示すること。

1.3 受付時間

- (1) 受付は、休日である日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時とする。
- (2) (1)の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

第2節 施設内における受入管理

2.1 焼却処理対象物の受入管理

- (1) 受託者は、施設内に廃棄物が安全に搬入されるように、誘導員を配置し、プラットホーム及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、焼却施設に搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 受託者は、搬入ごみに含まれる焼却処理不適物の検査をダンピングボックス等で実施し、その混入を防止すること。特に直接搬入者が搬入する廃棄物に対しては、十分な確認を行うこと。
- (4) 受託者は、焼却処理不適物を発見した場合、破砕選別施設において処理可能な廃棄物を選別すること。
- (5) 受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- (6) 受託者は、搬入者に対し、搬入ごみの分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないよう十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (7) 受託者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

2.2 破砕処理対象物の受入管理

- (1) 受託者は、施設内に廃棄物が安全に搬入されるように、誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、破砕選別施設に搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 受託者は、搬入ごみに含まれる破砕処理不適物の検査をダンピングボックス等で実施し、その混入を防止すること。特に直接搬入者に対しては十分な確認を行うこと。
- (4) 受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示を行うこと。
- (5) 受託者は、フロンが含まれる廃棄物が搬入された場合には、選別し、フロン抜取作業を行うこと。
- (6) 受託者は、有害ごみは本件施設へ搬入されないこととなっているため、受入を行わないこと。仮に、有害ごみが他の廃棄物に混入した場合は、その取り扱いについて組合の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、粗大ごみとして搬入されたスプリングマットレスは、施設内で解体処理等を行い、金属回収すること。
- (8) 受託者は、搬入者に対し、搬入ごみの分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないよう、十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (9) 受託者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して、定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

2.3 その他搬入物の搬入・保管・搬出管理

- (1) 受託者は、鹿、小動物等の動物が搬入された場合には、搬入車両を専用保管庫へ誘導し、荷下ろし及び冷凍庫での保管を行うこと。
- (2) 受託者は、鹿、小動物等の動物の搬出車両を専用保管庫へ誘導し、冷凍庫から搬出車両への積み込みを行うこと。
- (3) 受託者は、組合が行う鹿、小動物等の処理について、保管された動物を適正に処理できるよう処分先の確保等、組合の支援を行うこと。
- (4) 金属ごみは、破砕処理に適さない廃棄物として分別収集されるため、搬入された金属ごみは、施設内に一時貯留し、組合が指定する業者に引き渡しを行うこと。具体的には搬出車両への積み込みまでを行うこと。なお、破砕処理が可能な金属ごみについては破砕処理し、資源物の回収を行うこと。

第5章 運転管理

第1節 本件施設に係る運転管理（共通事項）

1.1 本件施設の運転管理

受託者は、本件施設の各設備を適正に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、受託者の責任と費用負担により適正に処理処分すると共に、経済性にも配慮した運転に努めること。

1.2 運転条件

（1）性能保証事項

第2章 第3節 3.13 参照

（2）公害防止基準

第2章 第3節 3.14 参照

（3）敷地周辺設備、用役条件

第2章 第3節 3.15 参照

（4）施設動線

- ① 場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、組合と協議すること。

1.3 適正運転

（1）受託者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

1.4 運転管理計画の作成

- （1）受託者は、年度別の計画処理量及び埋立量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転管理計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- （2）受託者は、年間運転管理計画に基づき、月間運転管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- （3）受託者は、作成した年間運転管理計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

1.5 運転管理マニュアルの作成

- （1）受託者は、施設の運転操作及び埋立作業に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書等に基づき運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- （2）受託者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転及び埋立作業にあわせて随時改善すること。
- （3）運転管理マニュアルは、従業員の安全面に十分配慮した上で作成すること。

第2節 焼却施設に係る運転管理

2.1 運転条件

受託者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適正に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、280日を基準とすること。

(2) 運転時間

施設の運転時間は、原則16時間/日以内とすること（立上げ、立下げ時間計2時間含む）。

(3) 処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量

焼却施設における処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量は表5-1のとおりである。

表5-1 焼却施設における処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量

(単位：t/年)

年度	H24※	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
可燃廃棄物	1,663	6,545	6,436	6,345	6,221	6,113	6,004	5,912
紋別リサイクルセンターからの選別残渣	15	57	57	56	54	52	51	51
搬入量合計	1,678	6,602	6,493	6,401	6,275	6,165	6,055	5,963
可燃性粗大・破碎選別残渣	59	231	227	224	220	216	213	210
処理量合計	1,737	6,833	6,720	6,625	6,495	6,381	6,268	6,173

年度	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
可燃廃棄物	5,789	5,679	5,571	5,479	5,355	5,246	5,138	5,045
紋別リサイクルセンターからの選別残渣	50	49	49	48	47	46	45	44
搬入量合計	5,839	5,728	5,620	5,527	5,402	5,292	5,183	5,089
可燃性粗大・破碎選別残渣	204	202	197	194	190	187	182	178
処理量合計	6,043	5,930	5,817	5,721	5,592	5,479	5,365	5,267

※H24は運転期間中の3ヶ月分の量を示す。

※可燃性粗大・破碎選別残渣は、破碎選別施設処理分として受入、選別を行った可燃物である。

(4) 計画ごみ質

計画ごみ質(併せごみのごみ質)は表5-2のとおりである。

表 5-2 計画ごみ質（併せごみのごみ質）

分析項目		高質ごみ	基準ごみ	低質ごみ
三成分	水分 %	28.06	42.73	60.37
	灰分 %	7.52	9.91	12.27
	可燃分 %	64.42	47.36	27.36
元素分析 w%	炭素 C %	31.89	23.60	13.23
	水素 H %	4.57	3.37	1.84
	窒素 N %	0.90	0.71	0.40
	酸素 O %	25.58	18.63	11.21
	硫黄 S %	0.37	0.25	0.21
	塩素 Cl %	1.11	0.80	0.47
低位発熱量(kJ/kg)		13,183	9,887	6,591
単位容積 kg/m ³		153	194	215

(5) 計画残渣発生率(焼却灰、飛灰処理物を含む)

焼却ごみ量に対して約 10.5% (基準ごみ時 乾灰基準)

2.2 搬入物の性状分析

(1) 受託者は、焼却施設に搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。測定内容は、三成分、種類組成、元素組成、単位容積、低位発熱量等とすること。

2.3 適正処理

(1) 受託者は、搬入されたごみを、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適正に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

(2) 受託者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準を満たすように適正に処理すること。

2.4 余熱利用

(1) 受託者は、適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。

(2) 本件施設は、発生する温水または熱を外部へ供給できる設備を設けている。受託者は、組合が余熱を本件施設以外で利用しようとする際には協力すること。

2.5 最終処分物の運搬

(1) 受託者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物、処理不適物、が関係法令、公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、焼却施設より最終処分場へ運搬すること。

(2) 最終処分場へ運搬する残渣は、すべて計量設備において、その重量を計量し、種類毎に記録として集計すること。

(3) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

2.6 搬出物の性状分析

- (1) 受託者は、焼却施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の量及び性状について分析・管理を行うこと。

第3節 破碎選別施設に係る運転管理

3.1 運転条件

受託者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適正に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、244日以内とすること。

(2) 運転時間

施設の運転時間は、原則午前9時から午後5時までの間で、設備の立ち上げ下げ（事前準備、事後清掃等）を除く5時間/日以内とすること。

(3) 処理対象物と年間計画処理量

破碎選別施設における処理対象物と年間計画処理量（平成25年度）を表5-3に示す。また、年度別計画処理量は表5-4のとおりである。

表5-3 破碎選別施設における処理対象物と年間処理量（平成25年度）

	搬入量 (t/年)	施設規模 (t/日)	搬入時単位体積重量 (t/m ³)
破碎対象ごみ計	1,158	4.75	—
粗大ごみ	454	1.86	0.15
不燃ごみ	704	2.89	0.15

※施設規模（計画1日処理量）＝搬入量÷244（年間稼働日数244日）

表 5-4 破碎選別施設における処理対象物と年度別計画処理量

(単位：t/年)

年度	H24※	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
不燃ごみ	179	704	693	683	668	657	645	636
粗大ごみ	115	454	446	441	432	426	418	413
合計	294	1,158	1,139	1,124	1,100	1,083	1,063	1,049

年度	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
不燃ごみ	623	612	600	588	576	564	552	542
粗大ごみ	403	396	389	383	374	367	359	353
合計	1,026	1,008	989	971	950	931	911	895

※H24 は運転期間中の3ヶ月分の量を示す。

※粗大ごみには可燃性粗大ごみを含む。

※不燃ごみの中には別途分別収集を行う金属ごみを含む。

(4) ごみの種類

破碎選別施設で処理する主なごみの種類を表 5-5 に示す。

表 5-5 ごみの種類

収集上の分類	内容
可燃性粗大ごみ (最大処理寸法：1,500 mm×2,500 mm×1,000 mm)	畳、じゅうたん、家具、マットレス、布団、寝具、剪定くず、その他 (丸太等)
不燃性粗大ごみ (最大処理寸法：1,000 mm×1,800 mm×1,000 mm)	自転車、家電リサイクル法対象外の家電品、石油ストーブ、ファンヒーター、ガスレンジ、その他
不燃ごみ	鍋、ヤカン、セトモノ、板ガラス、化粧品のビン、耐熱ガラス、缶類 (大きいもの)、小型家電製品、びんのキャップ、スキー、スキー靴、おもちゃ
金属ごみ	金属の塊類 (工具類、刃物類、鉄アレイ等)

(5) 計画ごみ質

不燃ごみ、粗大ごみの標準組成は表 5-6 のとおりである。なお、破碎処理不適物が混入する可能性があるが、表には見込んでいない。

表 5-6 不燃ごみ、粗大ごみの標準組成

種類	重量%
可燃性残渣	20%
不燃性残渣	60%
鉄	19%
アルミ	1%

※不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみを合わせたごみの標準組成

3.2 搬入物の性状分析

受託者は、破碎選別施設に搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

3.3 適正処理

- (1) 受託者は、搬入されたごみを関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適正に処理を行うこと。
- (2) 受託者は、収集された不燃ごみについて、受入貯留ヤードにおいて従業員が危険物等の有無を確認するとともに、危険物等が確認されたときには選別し別途保管すること。
- (3) 粗破碎機は1基であるが、可燃性粗大ごみ及び不燃ごみの前処理に使用するため、時間帯を分けて処理を行うこと。運用方法は受託者の提案によるものとする。
- (4) 鉄及びアルミの搬出にあたっては、組合と日程等を調整の上で必要な対応を行うこと。

3.4 焼却施設への搬出

- (1) 可燃性残渣の焼却施設への搬出は、コンベヤによる搬送とし、可燃性残渣の計量は行わない。

3.5 最終処分物の搬出

- (1) 受託者は、破碎選別施設より排出される不燃性残渣及び処理不適物が関係法令を満たすことを定期的に確認し、破碎選別施設より最終処分場へ搬出すること。
- (2) 最終処分場へ運搬する残渣は、その重量を計量し、種類毎に記録として集計すること。
- (3) 運搬時には、搬出物を落下・飛散させないこと。

3.6 資源物等の搬出・管理

- (1) 受託者は、破碎選別施設から回収される鉄、アルミを組合が手配する車両に積み込みを行うこと。なお、破碎選別施設で回収される鉄、アルミ等の資源物については、搬出前にその重量を計量し、種類毎に記録として集計すること。
- (2) 受託者は、破碎選別施設の受入管理の中で有害ごみが回収された場合は、組合にその旨を報告し、処理方法について指示を仰ぐこと。

第4節 最終処分場に係る運転管理

4.1 運転条件

(1) 最終処分場への搬入時間及び搬入日

埋立地への最終処分物の搬入時間は、午前9時から午後5時までの間に行うこと。また、最終処分場の最終処分物は、すべて中間処理施設から発生する残渣であることより、搬入日の制限はなく、中間処理施設から発生する残渣を滞りなく埋立処分すること。

4.2 埋立条件

(1) 埋立対象物と計画埋立量

埋立対象物は、焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰及び飛灰処理物等）、破砕処理施設から発生する破砕残渣（不燃性残渣等）、覆土である。埋立対象物ごとの計画埋立量は、表5-7のとおりである。

表5-7 埋立対象物と計画埋立量

埋立対象物	埋立量 (t)	体積換算係数 (m ³ /t)	埋立容量 (m ³)	備考
焼却残渣	14,656	1.00	14,656	
不燃性残渣	9,941	1.00	9,941	
覆土	7,620	0.71	5,410	
合計	32,217		30,007	

※埋立量、埋立容量は15年間の累計量

4.3 散水条件

(1) 散水量

埋立地への散水は、年間散水実施日数を原則175日（冬季間を除く35週のうち、週5日散水）とする。ただし、施設の運転上、175日以上散水が必要または適当と判断される場合は、組合承諾の上、散水を行うこと。

計画散水量は17m³/日としているが、被覆施設内の温度、気象条件、埋立の進捗状況等に応じて、1日の浸出水量が10m³程度となる散水量とすること。

また、埋立作業に伴う粉じん対策として適宜散水を実施すること。

(2) 運転時間

午前9時から午後5時までの間に行うこと。

(3) 散水用水

最終処分場の受水槽からの水を利用すること。

(4) 散水量及び浸出水量

散水量と浸出水量を計測、記録の管理を行うこと。

4.4 浸出水処理条件

(1) 施設規模

日最大処理能力 10m³/日

調整槽 36m³

(2) 運転日数及び運転時間

冬季散水を停止し、浸出水の発生がなくなった時点で施設の運転を停止する。施設の運転停止に際しては、運転再開時に浸出水の処理に支障が起きないように養生等を行うこと。施設の運転時間は24時間/日とする。また、浸出水処理工程から発生する汚泥処理に係る運転は、1日/週、3時間/日を目安とする。

なお、冬季運転休止時、施設に支障がないよう各槽類及び配管内の水抜き(薬品含む)、清掃等、その他必要な作業の対応を行うこと。

(3) 計画原水質

計画原水質(参考)は表5-8のとおりである。

表 5-8 計画原水質(参考)

項目	計画原水質
pH	7~10
BOD	200mg/L
COD	100 mg/L
SS	200mg/L
T-N	100mg/L
T-P	5mg/L
Ca ²⁺	2,000mg/L (最大 4,000mg/L)
Cl ⁻	10,000mg/L (最大 20,000mg/L)
ダイオキシン類	20pg-TEQ/L 程度

(4) 処理水質

処理水質は表5-9のとおりである。

表 5-9 処理水質（下水道排除基準）

	単位	排除基準 (特定施設)
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.1
シアン化合物	mg/L以下	1
有機燐化合物	mg/L以下	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	0.5
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02
1・2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04
1・1-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.2
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L以下	3
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06
1・3-ジクロロプロペン	mg/L以下	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	230
ふっ素及びその化合物	mg/L以下	15
ダイオキシン類	pg-TEQ/L以下	10
フェノール類	mg/L以下	5
銅及びその化合物	mg/L以下	3
亜鉛及びその化合物	mg/L以下	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10
クロム及びその化合物	mg/L以下	2
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L未満	380
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L未満	600
浮遊物質量(SS)	mg/L未満	600
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類含有量	mg/L以下	5
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類含有量	mg/L以下	30
窒素含有量	mg/L未満	240
燐含有量	mg/L未満	32
温度	度未満	45
よう素消費量	mg/L未満	220
化学的酸素要求量	mg/L未満	-
大腸菌	個/cm3	-

(5) 脱水汚泥

含水率 85%以下とする。

4.5 搬入管理

- (1) 受託者は、埋立地に搬入する中間処理施設からの残渣及び覆土等の埋立物はすべて計量し、記録すること。
- (2) 受託者は、搬入作業が安全に行われるように搬入車両を適切に誘導すること。
- (3) 受託者は、最終処分物の埋立地への投入を埋立物投入装置により行うこと。投入した廃棄物の質・量及び位置は、図面等に記録し、管理すること。
- (4) 最終処分物の埋立物投入装置へのダンピング時の粉じん対策を行うこと。

4.6 埋立作業

- (1) 準好気性埋立構造を遵守すること。
- (2) 埋立工法はサンドイッチ工法とすること。
- (3) 埋立は、最終処分場設置届出書に添付されている「最終処分場維持管理計画書」を参考とすること。
- (4) 廃棄物の埋立高が 3m に達した時点で厚さ 50cm の中間覆土を実施すること。中間覆土は、原則、購入土によるものとし、覆土の機能を考慮した上で選定を行い、受託者が確保すること。受託者は、中間覆土実施前に、中間覆土の性状を判断できる資料等を組合に提出し、承諾を得ること。
- (5) 最終覆土の実施については、本件業務に含まないものとする。
- (6) 最終処分容量の減容化に努めた埋立作業を行うこと。
- (7) 環境汚染の未然防止、埋立地盤の安定化を十分に勘案した埋立作業を行うこと。
- (8) 遮水工、浸出水集排水管等の各種構造物が適正な状態であることを確認した上で埋立作業を行うこと。
- (9) 埋立ガス濃度、酸欠等の作業環境に配慮して埋立作業を行うこと。
- (10) 関係法令等を遵守した埋立作業を行うこと。

4.7 適正処分

- (1) 受託者は、搬入された廃棄物を、関係法令等を遵守し、適正に埋立処分を行うこと。
- (2) 受託者は、埋立地からの浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適正に処理すること。
- (3) 受託者は、散水量と浸出水量の関係、散水量と浸出水水質との関係を把握し、埋立地の早期安定化が行えるようにすること。
- (4) 受託者は、埋立終了から廃止（「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に準拠）までを考慮した散水・覆土方法を計画し、実施すること。

4.8 埋立容量の管理

- (1) 受託者は、「最終処分場残余容量算出マニュアル」（平成 17 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容量を年 1 回以上測定・記録すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。
- (2) 受託者は、埋立地の全景写真及び埋立場所の写真を撮影し、月報に添付すること。
- (3) 埋立容量測定の結果、当初計画より埋立の進捗が早いことが確認された場合は、受託者はその原因を調査し、今後の対応について組合と協議すること。

4.9 処理水の運搬

- (1) 浸出水を処理した水は、紋別アクアセンターへ運搬すること。
- (2) 処理水の運搬条件等については、これまでの事前協議結果を把握した上で、運転準備期間中に紋別アクアセンター管理者等と協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 処理水の運搬については、処理水運搬計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (4) 紋別アクアセンターへの処理水運搬について、これまで組合が行った事前協議内容は以下のとおりである。
 - 処理水の運搬は、原則月～金曜日、時間帯は9～17時とする。ただし、年末年始、祭日（特に連休）の運搬は、事前協議を行う。
 - 処理水の運搬量は、中間処理施設の計量機で計量を行い把握する。この結果は、月1回の頻度で紋別アクアセンターへ報告する。
 - 処理水の水質分析（分析項目は表5-9参照）を月1回を行い、月末、紋別アクアセンターへ報告する。
- (5) 中間処理施設から発生するプラント排水等を紋別アクアセンターへ運搬する場合も上記に従うこと。

4.10 その他の管理

- (1) 受託者は、1日の埋立作業終了後、電氣的漏水検知システムにより、遮水シートに破損等の不具合がないこと確認すること。なお、電氣的漏水検知システムにより遮水工に不具合が発生した場合は、埋立地への最終処分物の搬入及び埋立地への散水を中止し、不具合箇所の特定を行い、この部分の補修を速やかに行うこと。遮水シートの補修を行うにあたっては、補修計画書（復旧期間の廃棄物処理を含む）を作成し、組合の承諾を得た上で補修工事を開始すること。遮水シート補修後は、再度、電氣的漏水検知システムによる測定を行い、遮水シートの不具合がなくなったことを確認すること。また、補修工事完了後は、遮水シートに不具合が発生した原因、不具合の状況、補修方法等を報告書としてとりまとめ、組合へ提出すること。
- (2) 受託者は、「最終処分場維持管理計画書」に従い、埋立開始前及び埋立開始後において、地下水と処理水の水質測定を行うこと。なお、地下水の測定箇所は、埋立地上流のモニタリング井戸1ヶ所、埋立地下流のモニタリング井戸2ヶ所の計3ヶ所とする。
- (3) 受託者は、埋立開始後発生する浸出水の水質の測定を行うこと。

表 5-10 埋立開始後の浸出水水質の測定項目とその頻度

測定項目	測定頻度
pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Ca ²⁺ 、Cl ⁻	1回/月
上記を除く排水基準項目	1回/6月
ダイオキシン類	1回/年

- (4) (3)で行った浸出水水質検査の結果等より、埋立物の安定化の進捗状況を把握し、必要に応じて埋立地への散水量及び散水方法の見直しを行うこと。
- (5) 浸出水処理施設から発生する汚泥は、脱水機により含水率85%以下とした後、車両等により埋立地へ運搬し、埋立処分を行うこと。埋立地への投入は埋立物投入装置により行うものとするが、

汚泥の状態より他の埋立廃棄物との同時投入を検討すること。

(6) 浸出水処理施設から発生する汚泥は、埋立処分の前に計量機による計量を行い、その量を管理すること。また、必要に応じて発生汚泥の性状を分析すること。

第5節 各種基準値の設定及び基準値を満足できない場合の対応

5.1 焼却施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定

受託者は、本要求水準書の性能を満足した焼却施設の運転を行うが、公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、停止基準、要監視基準、運転基準を設定する。

(1) 対象項目

停止基準、要監視基準及び運転基準の対象項目は、「第2章 第3節 3.14 公害防止基準 (1)」に示す排ガス基準とする。

(2) 停止基準値、要監視基準値及び運転基準値

本件施設の停止基準値は、「第2章 第3節 3.14 公害防止基準 (1)」に示す数値とし、要監視基準値は、「第8章 1.1 環境保全基準」にて設定する環境保全基準とする。運転基準値は、技術提案書による。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。

表 5-11 に排ガスに係る要監視基準及び停止基準を示す。

表 5-11 焼却施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定

物質		運転基準		要監視基準		停止基準	
		基準値	基準値	基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N			1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。 (一酸化炭素は4時間平均値)	0.01	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。(一酸化炭素は4時間平均値)	
硫黄酸化物	ppm		100				
塩化水素	ppm		100				
窒素酸化物	ppm		150				
一酸化炭素	ppm		30				
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	—	—	—	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。	

※運転基準 : 焼却施設の運転にかかる受託者の自主管理基準とする。

※要監視基準 : 超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する基準とする。

※停止基準 : 超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する基準とする。

※受託者は、表中の空欄部分の基準値を設定すること。

5.2 焼却施設に係る要監視基準値を満足できない場合の復旧作業

焼却施設に係る要監視基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 再度計測を行い、要監視基準値を満足しているかを確認する。
- (2) 再計測の結果、基準値を満足できない場合は、その原因を究明し、組合に報告の上、対策を施す。
- (3) 対策実施後は、継続して計測を行いながら復旧させる。

5.3 焼却施設に係る停止基準値を満足できない場合の復旧作業

焼却施設に係る停止基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 対象となる施設を即時停止する。
- (2) 基準値を満足できない原因を調査する。
- (3) 復旧（補修）計画書（復旧期間の廃棄物処理を含む）を作成し、組合の承諾を得る。
- (4) 施設の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し、組合による検査を受検する。
- (6) 試運転を行い、その報告書を作成し組合の承諾を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら復旧する。

5.4 最終処分場に係る停止基準の設定

受託者は、本要求水準書の性能を満足した最終処分場の運転を行うが、遮水工に不具合が発生したと判断されるケースとして、停止基準を設定する。

(1) 対象項目

停止基準の対象項目は、電氣的漏水検知システムの測定または地下水モニタリング結果とする。

(2) 停止基準

最終処分場の停止基準は、電氣的漏水検知システムにおいて遮水シートの不具合が発見されたとき、または、地下水質の測定結果において電気伝導率若しくは塩化物イオン濃度に異常値が認められたときとする。なお、ここでいう電気伝導率及び塩化物イオン濃度の異常値とは、埋立開始前及び正常時の地下水の水質測定結果より、受託者が設定する管理値を超過した場合とする。受託者は地下水の管理値を設定するにあたっては、組合の承諾を得ること。

5.5 最終処分場に係る復旧作業

電氣的漏水検知システムにおいて遮水シートの不具合が発見された場合、または、地下水の水質が管理値を超過した場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 埋立地への最終処分物の搬入及び埋立地への散水を停止する。
- (2) 電氣的漏水検知システムにおいて不具合が発生した場合は、不具合箇所の特定制を行い、補修計画書を作成し、組合の承諾を得た後に、遮水シートの補修を行うこと。遮水シート補修後は、再度、電氣的漏水検知システムにより測定を行い、不具合箇所がなくなったことを確認する。また、遮水シートが破損した原因を究明し、必要に応じて埋立方法の見直しを行うこと。
- (3) 地下水質の測定結果において、電気伝導率または塩化物イオン濃度が管理値を超過した場合は、すべてのモニタリング井戸の地下水を採水し、地下水等検査項目（23項目）及びダイオキシン類

についての水質調査を行い、地下水の水質が基準値を超過した原因が、浸出水の漏水によるものか否かを調査する。この調査結果については、報告書としてとりまとめ、組合へ提出し、今後の対応について協議を行うこと。

(4)埋立地への最終処分物の搬入及び埋立地への散水の再開にあたっては、組合の承諾を得ること。

第6章 用役管理

1.1 用役調達管理計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、必要な用役の種類、調達量、調達方法及び管理方法等を記載した用役調達管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.2 用役の調達及び管理

受託者は運転期間中、用役調達管理計画書に基づき必要な燃料、薬品、油脂等を調達すること。調達した燃料、薬品、油脂等は常に安全に保管し、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

また、電気、用水等については、受託者の責任において表 6-1 のとおり調達及び費用負担等を行うこと。なお、組合が使用する居室、会議室等の光熱水費も含むものとする。

表 6-1 電気、用水、電話等の調達

項目	調達等
電気	受託者が電気供給事業者と各種契約を行い、本件施設に必要な電力を調達する。
営農用水	受託者が営農用水供給事業者と契約し、本件施設に必要な営農用水を調達する。
井水	紋別市最終処分場上流に位置する取水井戸から取水する。
下水	受託者が下水処理事業者と契約し、使用料を負担する。
電話	受託者が電気通信事業者と契約し、使用料を負担する。

第7章 維持管理

第1節 本件施設に係る維持管理

1.1 本件施設の維持管理

受託者は、以下に示す要件及び関係法令等を遵守し、維持管理計画書等に基づき、受託者の責任と費用負担により適切な施設・設備の維持管理業務を行うこと。

1.2 維持管理計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、本章の各項目に示す各種維持管理業務内容について、その具体的方法等を記載した維持管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、維持管理計画書は、中間処理施設及び最終処分場を分冊にして作成すること。

1.3 施設の機能維持

受託者は、本件施設の基本性能を委託期間に渡り維持すること。

1.4 機器台帳の作成・管理

- (1) 受託者は、本件施設の設備、機器に係わる機器台帳を作成し、管理すること。
- (2) 点検、検査、補修、更新の結果に基づき、機器台帳を改訂し、改訂した機器台帳を組合に提出すること。
- (3) 機器台帳の管理を行うことにより、各機器の補修及び更新計画の参考資料とすること。

1.5 施設の点検・管理

受託者は本件施設の管理として点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は表 7-1 のとおりである。

表 7-1 点検項目（参考）

No	項目	点検内容	作業内容	備考
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・補修・清掃作業	
		施設外溝、雨水排水側溝等の維持管理及び駐車場の点検及び修理等を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修、刈込、除草、追肥、清掃等	
		必要な箇所を除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業	
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、設備の故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導を併せて実施	

1.6 点検・検査計画

- (1) 受託者は点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運転期間を通じたもの）を作成すること。なお、法定点検項目は表 7-2 のとおりである。

表 7-2 法定点検及び測定項目

No	項目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1年毎 1月毎 2年毎
4	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	組合保安規程
5	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	1年毎
6	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
7	エレベータ	建築基準法 定期検査	1年毎
8	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×2 炉 半年毎 ・焼却灰 1 検体×2 炉 1年毎 ・飛灰 1 検体×2 炉 1年毎
9	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年 4 回以上
10	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
11	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年 2 回以上
12	最終処分場の処理水及び地下水	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 最終処分場維持管理計画	左記の省令に定められた頻度
13	重機等	労働安全衛生規則第 151 条の 21 特定自主検査 定期自主検査	2年毎 1年毎

No	項目	法令・通知等	期間
14	酸素濃度計、ガス検知計等の校正及び定期点検重機等	計量法 定期検査	2年毎
15	自動車検査(車検)	道路運送車両法	種別・用途による
16	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程による

1.7 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合等は、受託者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (4) 委託年度毎に点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

1.8 補修に関する考え方

- (1) 補修は、事故防止を図り本件施設の性能を確保した上で、設備等の延命化により運転期間終了後も適正に本件施設が運転できるようにすることを目的とする。
- (2) 受託者は、運転期間満了の3年前に運転期間終了後の補修計画書を作成すること。なお、本計画書作成にあたっては組合も協力する。
- (3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については、組合と協議の上、その対応を決定する。
- (4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全工事については、組合と協議して決定する。

1.9 補修計画の作成

- (1) 受託者は運転期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 運転期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得ること。
- (4) 受託者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

1.10 補修の実施

- (1) 受託者は補修計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修工事着工前に、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、機器台帳等で適切に管理し、法令等に定められた年数または、組合との協議による年数保管すること。
- (4) 受託者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修の概要(参考)を表7-3に示

す。

- ① 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置
- ② 設備・機器等が故障した場合の修理、調整、設備の設置
- ③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置

表 7-3 補修の概要（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修	予 防 保 全	定期的点検・検査及び部分取替	定期的点検・検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査等
		更正修理	設備の性能低下を回復させる（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）。 設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	日常点検を実施し、機器等の故障を予防、また、不具合箇所を修理する。 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事 後 保 全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、または性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮した上で、予知できる故障は発生後に早急に復元する。 故障の修理、調整

1.11 更新計画の作成

- (1) 受託者は、運転期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、運転期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託者が計画すべき更新の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新（ろ布等の交換を含む）である。

1.12 更新工事の実施

- (1) 受託者は、更新計画に基づき更新工事の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、効率的な機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは、受託者による機器更新の対象から除くものとする。
- (2) 更新工事に際しては、更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理・保管すること。
- (4) 受託者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。

1.13 建築物等の維持管理

- (1) 本件施設の建築物及び建築設備の機能を運転期間に渡り維持すること。
- (2) 建築物及び建築設備の点検・検査計画を作成し、これに基づき点検・検査を行うこと。点検・

検査の結果、補修等が必要となる場合は、補修工事施工計画書作成の上、組合の承諾の上、補修工事を実施すること。

- (3) 受託者は、本件施設の建築設備の管理として、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- (4) 受託者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。
- (5) 受託者は、本件施設の建築物の美観が損なわれることのないよう、常に良好な状態を維持すること。

1.14 外構、井戸等の点検管理

- (1) 敷地内の外構、雨水集排水工、道路（法面含む）、井戸（敷地外、水処理設備を含む）等の点検・検査計画を作成し、これに基づき点検・検査を行うこと。点検・検査の結果、補修等が必要となる場合は、補修工事施工計画書を作成し、組合の承諾の上、補修工事を実施すること。
- (2) 敷地内は美観が損なわれることのないよう、常に良好な状態を維持すること。

1.15 精密機能検査

- (1) 受託者は、自らの費用負担により、中間処理施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- (2) 受託者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託者は、精密機能検査の履歴を運転期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件業務終了後、組合に無償で譲渡すること。
- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画、補修計画及び更新計画の見直しを行うこと。

1.16 安全衛生管理

- (1) 受託者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 受託者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、組合に提出すること。また、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

1.17 改良保全

受託者が施設の改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し、組合と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術または運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本件業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

1.18 備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理

- (1) 受託者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画書（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合の承諾を得ること。なお、調達の対象には、組合が使用する居室、会議室等の電球等も含むものとする。
- (2) 受託者は、調達計画書に基づき、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達を行うこと。
- (3) 受託者は、作成した調達計画書を変更しようとする場合には、組合の承諾を得なければならない。
- (4) 調達計画書の作成期限、記載事項等の詳細は、組合との協議により決定する。
- (5) 受託者は、調達物を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (6) 受託者が使用する備品類（机・ロッカー等）は、必要となる時期（必要な時期とは、受託者が本件業務において必要と考える時期であり、運転準備期間も含むものとする。）、受託者の負担で調達・購入するものとする。なお、運転期間終了時にこれら備品類の財産処分については、組合と協議するものとする。

1.19 工具、測定機器等の管理・更新

- (1) 本件施設の運転に必要な工具、測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。なお、建設工事において施工企業が納入する工具等については、無償で貸与する。
- (2) 本件施設の運転に必要な工作機械、測定機器等について、新たに調達または更新の必要がある場合は、受託者において調達または更新すること。

第2節 焼却施設に係る維持管理

2.1 施設の機能維持

- (1) 受託者は、焼却施設の基本性能を運転期間に渡り維持すること。
- (2) 受託者は、焼却施設の公害防止基準に関する基本性能を運転期間に渡り維持すること。

2.2 施設の維持管理

- (1) 受託者は、焼却施設の維持管理計画に従い、施設の点検・検査を実施し、必要となる対応を行うこと。

第3節 破碎選別施設に係る維持管理

3.1 施設の機能維持

- (1) 受託者は、破碎選別施設の基本性能を運転期間に渡り維持すること。
- (2) 受託者は、破碎選別施設の公害防止基準に関する基本性能を運転期間に渡り維持すること。

3.2 施設の点検管理

- (1) 受託者は破碎選別施設の維持管理計画に従い、施設の点検・検査を実施し、必要となる対応を行うこと。

第4節 最終処分場に係る維持管理

4.1 施設の機能維持

- (1) 受託者は、最終処分場の基本性能を運転期間に渡り維持すること。
- (2) 受託者は、最終処分場の公害防止基準に関する基本性能を運転期間に渡り維持すること。
- (3) 受託者は、電氣的漏水検知システムの維持管理を行うにあたっては、その機能、性能等を維持するために必要となるメンテナンス契約を、本システムを開発した会社と締結すること。

4.2 施設の点検管理

- (1) 受託者は最終処分場の維持管理計画に従い、施設の点検・検査を実施し、必要となる対応を行うこと。

第8章 環境管理

1.1 環境保全基準

- (1) 受託者は、本件施設の公害防止基準、関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受託者は、運転管理等にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

1.2 環境保全計画

- (1) 受託者は、運転期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、環境保全計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、環境保全計画に従って行った計測結果及び環境保全基準の遵守状況についてをとりまとめ、環境管理報告書として組合に提出すること。

1.3 作業環境管理基準

- (1) 受託者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 受託者は、本件施設の運転管理等にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

1.4 作業環境管理計画

- (1) 受託者は、運転期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、作業環境管理計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、作業環境管理計画書に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について、組合に報告すること。
- (4) 受託者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 受託者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本件施設改善の必要がある場合は、組合と協議の上実施すること。
- (7) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、従業員の健康把握に努めること。
- (8) 受託者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1.5 計測項目及び計測頻度

(1) 受託者は、環境保全計画書及び作業管理計画書を作成するにあたっては、表 8-1 に示す項目及び頻度以上とすること。

表 8-1 計測項目及び計測頻度（環境保全基準）

対 象		計測項目	計測頻度
焼却施設	ごみ質	種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量 (試験は、「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。)	4 回/年以上
	燃焼条件	燃焼温度 (炉出口、集じん装置入口)、CO 濃度	常時*
	排ガス (煙突出口)	ばいじん (試験は、JIS Z8808 による。)	2 回/年以上
		硫酸化物 (試験は、JIS K0103 による。)	2 回/年以上
		塩化水素 (試験は、JIS K0107 による。)	2 回/年以上
		窒素酸化物 (試験は、JIS K0104 による。)	2 回/年以上
		一酸化炭素 (試験は、JIS K0098 による。)	2 回/年以上
	ダイオキシン類 (試験は、JIS K0311 による。)	2 回/年以上	
飛灰処理物	重金属溶出量 (試験は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48. 2. 17 環境庁告示第 13 号)のうち、埋立処分の方法による。)	2 回/年以上	
焼却灰	熟しゃく減量 (試験は、「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。)	12 回/年以上	
破碎選別施設	ごみ質 ※選別物含む	種類組成、単位容積重量 (試験は、種類組成は手分析、単位容積重量は「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。)	
	排気口粉じん	粉じん (試験は、組合が指示する方法による。)	1 回/年以上
敷地境界	その他公害防止基準	騒音 (試験方法は、騒音規制法による。)	1 回/年以上
		振動 (試験方法は、振動規制法による。)	1 回/年以上
		悪臭 (試験方法は、悪臭防止法による。)	1 回/年以上

※は連続測定機器により常時計測を行う項目

表 8-2 計測項目及び計測頻度（作業環境管理基準）

対 象	計測項目	計測頻度
焼却施設	ダイオキシン類濃度（焼却施設）（試験は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」（平成13年4月厚生労働省通達）による。）	1回/年以上
焼却施設、破碎処理施設	粉じん（試験は、組合が指示する方法による。）	1回/年以上
最終処分場	埋立地内（被覆施設内）の温度、メタンガス、一酸化炭素、二酸化炭素、硫化水素、酸素、窒素	1回/月

第9章 資源物管理

1.1 資源物管理計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、資源物の品質確保、資源物の管理及び引き渡し、市場開拓等に関する内容について、その具体的方法等を記載した資源物管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.2 資源物の品質確保

受託者は、安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質を確保すること。

資源物が、引取業者の求める品質を満足できない場合は、受託者の責任においてこの処分を行うこと。なお、資源物の品質低下が、受託者の責任でないことが明確な場合はこの限りでない。

1.3 資源物の管理

受託者は、本件施設で発生した資源物を適切に保管するとともに、資源物の引渡し前に計量機による計量を行い、資源物の種類毎に搬出量（重量ベース）を計量し、搬出先・搬出量等についてのデータの記録、集計等を行うこと。

1.4 資源物の引渡し

受託者は、破碎処理により発生する鉄、アルミ等の資源物を引取業者に引き渡すものとする。具体的には搬出車への積み込みまでを行う。

1.5 市場開拓等に係る支援

受託者は、回収物が適正に資源化されるよう市場開拓等、組合の支援を行うこと。

第10章 情報管理

第1節 各種業務の報告

1.1 運転管理の記録報告

- (1) 受託者は、廃棄物搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

1.2 点検・検査報告

- (1) 受託者は、点検・検査計画書に従い行った点検・検査結果を、点検・検査結果報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査の関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

1.3 補修・更新報告

- (1) 受託者は、補修計画書に従い行った補修結果を、補修結果報告書として、組合に提出すること。
- (2) 受託者は、更新計画書に従い行った更新結果を、更新結果報告書として、組合に提出すること。
- (3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (4) 補修、更新の関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

1.4 環境管理報告

- (1) 受託者は、環境保全計画書に基づき計測結果を、環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

1.5 作業環境管理報告

- (1) 受託者は、作業環境管理計画に基づき計測した結果を、作業環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

1.6 資源物管理報告

- (1) 受託者は、資源物の種類毎に、搬出先・搬出量等を記載した資源物管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 資源物管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第2節 施設情報管理

2.1 施設情報管理

- (1) 受託者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を運転期間に渡り適切に管理すること。
- (2) 受託者は、補修、機器更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

2.2 帳票類の管理及び記録の保存

(1) 帳票類の管理

受託者は、本件施設の運転管理等に必要な帳票類を整備し管理・運用すること。なお、組合より帳票類の報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類(参考)を表10-1に示す。

表 10-1 帳票類の種類(参考)

NO	名称	NO	名称
1	従業員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制表	9	設備(機器)台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	維持管理状況報告		

(2) 補修履歴等の記録

本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

(3) 記録の保存

本件施設の運転管理等に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、運転期間中、保存すること。

2.3 その他管理記録の報告

受託者は、本件施設の設備により管理記録が必要となる項目、または受託者が自主的に管理記録する項目について、その他の管理記録報告書としてとりまとめること。

2.4 各種調査票の作成協力

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に従い協力すること。

2.5 本件施設の運転状況に関する情報の公表

受託者は、本件施設の各種情報（施設概要、施設運転状況等）を含んだホームページをインターネット上に開設し、適宜更新を行うこと。ホームページの内容及び更新頻度等については、組合と協議の上、決定すること。

第11章 その他関連業務

受託者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適正にその他関連業務を行うこと。

1.1 見学者対応

- (1) 受託者は、施設の見学を希望する者の受入及び説明等を行うこと。なお、事前予約制とするとともに、年末年始(12月31日～1月3日)、土曜日、日曜日及び祝日は見学者の対応は行わない。ただし、行政視察については、受付から説明までを組合が行う。
- (2) 見学者の予約対応については、組合が行う。
- (3) 見学者対応設備等のツール(パンフレット、映像ソフト等も含む)について、必要に応じて増刷、更新等を行い、その内容が陳腐化することを抑制すること。
- (4) 受託者の関係者が施設見学等を行う場合は、組合の承諾を得ること。

1.2 住民対応

- (1) 受託者は、常に適切な運転管理等を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。
- (2) 受託者が電話照会、来客等で、住民による意見等を受け付けた場合には、速やかに組合に報告すること。住民等への対応については、原則として組合が行う。ただし、住民対応等について、組合から要請があった場合には必要な協力を行うこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4に基づいて、本件施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項の記録を当該運転管理等に関し、生活環境保全上の利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、受託者は速やかに対応し、その結果等を組合に報告すること。

1.3 清掃

- (1) 受託者は、本件施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

1.4 除雪

- (1) 受託者は、敷地内の道路等の除雪を行い、廃棄物搬入車両の走行、施設の稼動・運転に支障がないようにすること。また、必要に応じて本件施設内及び組合が指定する範囲の除雪作業を行うこと。特に、屋根からのつらら、落雪が生じないように配慮すること。止むを得ず危険が生じる場合には、危険表示等を行うこと。
- (2) 除雪作業は、日常業務に支障を来さないように行うこと。
- (3) 市道(道道入口～紋別市最終処分場浸出水処理施設間)の除雪は、紋別市で行う予定である。
- (4) 除雪用の専用重機が必要な場合は、受託者で手配すること。

1.5 受託者によるセルフモニタリング

- (1) 受託者は、委託業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにセルフモニタリングを行う。受託者は、運転準備期間中にセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.6 地域振興

- (1) 受託者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済へ配慮すること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供等、周辺住民へ配慮すること。
- (2) 受託者は、組合等が行う地域振興行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.7 協議会の設置

- (1) 組合と受託者は、本件業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、組合、受託者との協議により定めるものとする。
- (2) 組合と受託者は、協議の上、前項の協議会に関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

第12章 運転期間終了時の取扱い

1.1 運転期間終了時の機能検査

- (1) 受託者は、運転期間終了後も施設を継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施すること。
- (2) 当該検査の結果、本件施設が運転期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は運転期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本件施設が運転期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、受託者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施すること。
 - ① 本件施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。
 - ② 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
 - ③ 外部の仕上げや設備・機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。なお、ここで「継続して使用する」とは、運転期間満了後の運転を担当する者（または組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することが可能なことをいう。
また、「プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が「第2章 第3節 3.13 性能保証事項及び3.14 公害防止基準」を満たすことをいう。
- (3) 運転期間終了後、継続して組合が施設を運転するなかで、本件施設の運転等に不具合等が発生した場合、受託者は不具合等への改善に対して協力を行うこと。

1.2 運転期間終了後の運転方法の検討

- (1) 組合は、運転期間終了の3年前から運転期間終了後の本件施設の運転方法について検討する。
受託者は、組合の検討に協力すること。
- (2) 組合が、運転期間終了後の本件施設の運転を自ら実施するか、またはこれについて公募などの方法により新たな事業者を選定する場合、委託者は次の事項に関して協力する。
 - ① 新たな事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する受託者が所有する資料の開示
 - ② 新たな事業者による本件施設及び運転管理等の状況の視察
 - ③ 運転期間中の引継ぎ業務（最長3ヶ月程度）
 - ④ その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (3) 運転期間終了時には、本件施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。また、予備品や消耗品などについては、6ヶ月間使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。
- (4) 組合が運転期間終了後の本件施設の運転管理等を公募に供することが適切でないと判断した場合、本件施設の運転の継続に関して、次に示す協議に応じること。
 - ① (1)の検討の結果、運転管理等業務の再契約が望ましいとなった場合は、組合と受託者は、本件業務の再契約について協議を開始する。運転期間終了日の12ヶ月前までに、組合と受託者が合意した場合は、合意された内容に基づき本件業務の再契約に向けた手続きを開始する。
 - ② 本件業務の再契約に係る協議において、組合と受託者の合意が、運転期間終了日の12ヶ

月前までに成立しない場合は、運転期間終了日をもって、本件業務は終了する。

③ 組合が受託者と運転期間終了後の運転の再契約について協議する場合、委託期間終了後の運転管理等業務に関する委託料は、運転期間中の委託料に基づいて決定する。このために、運転期間中の次の事項に関する費用明細及び委託期間終了翌年度の諸実施計画を委託期間終了日の9ヶ月前までに提出すること。

- 1) 人件費
- 2) 運転経費
- 3) 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
- 4) 用役費
- 5) 運転期間中の財務諸表
- 6) その他必要な経費

第13章 組合の業務

第1節 本件業務において組合が実施する業務

1.1 運転モニタリング業務

組合は、本件業務の実施状況の監視を行う。組合が行う運転モニタリングに要する費用は、組合負担とする。

1.2 処理対象物の搬入

組合は、構成市町村と連携して処理対象物を本件施設に搬入する。なお、廃棄物の収集運搬は構成市町村主体で行う。

1.3 見学者（行政視察）対応業務

組合は、行政視察時の主な対応を行う。見学者対応の役割分担等は第11章に示すとおりである。

1.4 住民対応業務

組合は、周辺住民などの対応を行う。住民対応の役割分担等は第11章に示すとおりである。

第2節 運転モニタリングの実施

2.1 運転段階

組合は、委託者による本件業務の状況が、委託契約書及び要求水準書等に定める要件を満たしていることを確認するために本件業務の監視を行う。受託者は、組合の行うモニタリングに対して、必要な協力を行うこと。主なモニタリング内容は以下のとおりである。

- (1) ごみ処理状況の確認
- (2) ごみ質の確認
- (3) 運転状況の確認
- (4) 各種用役の確認
- (5) 資源物等の発生量の確認
- (6) 保守、点検状況の確認
- (7) 安全体制、緊急連絡などの体制の確認
- (8) 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
- (9) 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- (10) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- (11) 各設備不具合事項への対応状況の確認
- (12) 公害防止基準などの各基準値への適合性の確認
- (13) 環境モニタリング結果の確認
- (14) 業務状況の確認及び評価（決算報告書）

2.2 運転期間終了時

運転期間終了時には、組合は委託者から提示された計画の実施状況を確認し、委託者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行

う。

- (1) 本件施設の機能状況の確認
- (2) 本件施設の耐用度の確認
- (3) 本件業務継続に係る経済性評価の確認